

伊豆ハイツゴルフ倶楽部・プレミアム会員規約

第1条(名称等)

- 1.本会の名称を伊豆ハイツゴルフ倶楽部・プレミアム会員(「本会」)とする。
- 2.本会は、伊豆ハイツゴルフクラブ&レジデンス株式会社(「当社」)が運営する静岡県伊豆市地蔵堂 845-67 所在の伊豆ハイツゴルフクラブ(「本ゴルフ場」)内に本会の運営事務局を置く。

第2条(会員)

- 1.本会の「会員」とは、第4条の規定に従って本会に入会したものをいう。

第3条(特典)

- 1.本会員は、本ゴルフ場において次の特典を受けることができる。
 - ①優待料金によるゴルフプレー
 - ②本ゴルフ場が主催する月例競技会、クラブ選手権への参加
 - ③クラブハウス前の駐車場利用※駐車場の数には限りがございますのでご了承下さい。
 - ④会員及び同伴感謝サービスデーをメルマガ及び弊社HPにて公開
※上記以外の日は、同伴者一般料金になります。
- 2.上項①ゴルフプレー料金②参加費等は、倶楽部にて随時決定する。

第4条(入会申込み)

- 1.本会への入会希望者は、本規約に同意の上、当社所定の入会申込書に必要事項を記入して当社に申し込みを行う。
- 2.当社の入会審査で承認を受けた者は、第6条に定める登録料及び第7条第2項に定める会費を入会時に一括払いをした時点から、本会員の資格を取得する。
なお、入会審査の結果、入会を承認しない場合でも、その理由は一切開示されないものとする。

第5条(会員資格期間)

- 1.本会「会員」の資格期間は、以下の二種類に分類される。
 - ①資格期間が3年の「プレミアム会員(3年制)」(以下、「3年制」と表記)
 - ②資格期間が1年の「プレミアム会員(1年制)」(以下、「1年制」と表記)

第6条(登録料)

- 1.本会の登録料は、
 - ①「3年制」については、入会金 55,000 円(税込)と年間費 99,000 円(税込)を合算した 154,000 円とする。
 - ②「1年制」については、入会金・年間費を合わせて 60,500 円(税込)とする。
- 2.当社に支払われた登録料は、第10条2項に定める事態の発生の場合を除き、返還されないものとする。

第7条(更新料)

1.本会の更新料は、

①「3年制」については、

α.「3年制」への更新の場合、

更新料 11,000 円(税込)と年間費 99,000 円(税込)を合算した 110,000 円とする。

β.「1年制」への更新の場合、

更新料・年間費を合わせて 60,500 円(税込)とする。

②「1年制」については、

α.「3年制」への更新の場合、

変更料 27,500 円(税込)と年間費 99,000 円(税込)を合算した 126,500 円とする。

β.「1年制」への更新の場合、

更新料・年間費を合わせて 60,500 円(税込)とする。

2.当社に支払われた更新料は、第 10 条 2 項に定める事態の発生の場合を除き、返還されないものとする。

第 8 条(譲渡禁止)

1.本会員としての地位及び特典は本会員の一身に専属し、第三者に譲渡することはできない。

第 9 条(本規約等の遵守)

本会員は、本規約、本ゴルフ場の利用約款等を遵守しなければならない。

第 10 条(会員資格の喪失等)

1.本会員に次の事由が生じた場合、当社は当該本会員の会員資格を喪失させることができるものとする。

①暴力団またはそれに類する構成員と判断したとき

②本会の信用を損なう行為又は本ゴルフ場のコースの秩序を乱す行為を行ったとき

③ 本規約に反する行為を行ったとき

④その他本会員として品位を損なうと認められる行為を行ったとき

2.本ゴルフ場に次の事由が生じた場合、当社は当該本会員の会員資格を抹消する。

なお、その際には、当ゴルフ場は残りの会員資格期間の年間費を月割りで返金する。

①経営者の判断による場合

第 11 条(個人情報の取り扱いについて)

1.当社は本会員から提供を受けた個人情報を本会員の管理、申込処理及びその他の営業ならびに

マーケティング活動の目的に利用する。

2.当社は、本会員から提供を受けた個人情報を第三者に提供しないものとする。

ただし、以下の場合を除く。

①本会員の同意が得られた場合

②法令により裁判所または行政機関から開示を求められた場合

③ その他当会に法令上開示業務が存すると認められる場合

第12条(本規約の改定)

当社は、本規約の改定を随時行うものができるものとし、本会員への告知は本ゴルフ場のホームページにおいて行う。

付則

本規約は2022年1月1日より施行する。

また、本規約の施行に伴い、「伊豆ハイツゴルフ倶楽部・3年会員規約」は廃止とする。